

○国立大学法人上越教育大学基金運営委員会規程

(平成26年10月21日規程第28号)

最終改正 令和4年5月11日規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学基金規則（平成26年規則第12号）第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学基金運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 基金の受入れ及びその運営に関する事項
- (4) その他基金の運営に関する事項

2 委員会は、基金の運営に関する重要事項について、国立大学法人上越教育大学役員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事
- (3) 学長が指名した副学長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第5号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項に掲げる委員の任期は、委員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 国立大学法人上越教育大学基金（仮称）設立準備委員会設置要綱（平成26年3月24日学長裁定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1項の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成29年規程第22号（平成29年9月13日））

この規程は、平成29年9月13日から施行する。

附 則（平成31年規程第42号（平成31年3月22日））

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第6号（令和2年3月11日））

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第39号（令和4年5月11日））

この規則は、令和5年4月1日から施行する。